

J:COM ガス supplied by 東京ガス
エネファームで発電エコぷらんコース
(選択約款)

— 群馬地区 —

株式会社ジェイコム埼玉・東日本

2022 年 9 月 1 日

目次

1.	対象となるお客さま	1
2.	用語の定義	1
3.	適用条件	2
4.	料金	2
5.	単位料金の調整	3
6.	割引制度	4
7.	精算	6
8.	その他	7
付則		8
別表		10

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、東京ガスが定める最終保障供給約款別表第1の供給区域で「群馬地区」に位置付けられ、かつ、3の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社の J:COM ガス supplied by 東京ガス基本約款とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

この選択約款および J:COM ガス supplied by 東京ガス基本約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用燃料電池」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し電気化学反応によって連続的に発電を行う装置であって、定格発電能力が1.5kW以下の、居室に電気と温水を供給するための機器をいいます。
- (2) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」（以下「浴室暖房乾燥機」といいます。）とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機（以下「熱源機」といいます。）により温水を供給して、浴室や脱衣室の暖房乾燥を行う機器をいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水床暖房」（以下「床暖房」といいます。）とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機（以下「熱源機」といいます。）により、居室の床面下に設置した温水配管によって居室の床面暖房を行う機器をいいます。
- (4) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備

- 等)を有するものをいい、「施設付き住宅」とは、1建物に住宅と店舗等の非住宅部分とがあるものをいいます。
- (5) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している場所をいい、浴室、台所、洗面所を含みます。
- (6) 「単位料金」とは、5に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

この選択約款は、(1)、(2)のいずれかと、(3)および(4)を満たすお客さまが、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 住宅または施設付き住宅の住宅部分において家庭用燃料電池をお使いの場合で、家庭用燃料電池によって供給される電気と温水を、居室でご使用になること。
- (2) 施設付き住宅の非住宅部分または1需要場所内に居室を有する店舗等において家庭用燃料電池をお使いの場合で、家庭用燃料電池によって供給される電気と温水を居室でご使用になる場合には、1需要場所に設置するガスメーターの能力の合計が16立方メートル毎時以下であること。
- (3) 家庭用燃料電池の定格発電出力（機器容量）が300W以上3kW以下であること。
- (4) 当社または東京ガスが(1)または(2)と(3)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。

4. 料金

当社は別表の料金表を適用して、J:COM ガス supplied by 東京ガス基

本約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算いたします。

5. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(7)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.078 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.078 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トンあたり）

27,350 円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表第1の(7)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）

およびトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が74,730円以上となった場合は、74,730円といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} = & \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.4414 \\ & + \text{トンあたりLPG平均価格} \times 0.0371 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ． 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ． 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

6. 割引制度

- (1) この選択約款が適用されているお客さまであって、浴室暖房乾燥機または床暖房をご使用いただいている場合には、以下に定める割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、当社が定める申込方法により割引制度の適用を当社に申し込むこ

とができるものといたします。

第一種割引（バス暖割）

適用条件 浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用の場合

第二種割引（床暖割）

適用条件 居室で床暖房をご使用の場合

第三種割引（セット割）

適用条件 浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用かつ、
床暖房を居室でご使用の場合

- (2) 割引制度の適用開始日は、当社および東京ガスが割引制度の申し込みを承諾した日以降最初の定例検針日（申し込みを承諾した日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日といたします。
ただし、申し込みを承諾した日が使用開始日以前の場合は、使用開始日といたします。
- (3) 割引制度の適用終了日は、この選択約款にもとづく契約が解約された日といたします。
- (4) 当社は、第一種割引は別表第4(1)を、第二種割引は別表第4(2)を、第三種割引は別表第4(3)を適用して割引額を算定いたします。
- (5) すでに割引制度が適用されているお客さまが、適用する割引種別の変更を希望される場合は、(1)に規定する割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、当社が定める申込方法により当該変更を当社に申し込むことができるものといたします。
- (6) 変更後の割引種別の適用開始日は、当社および東京ガスが割引種別の変更の申し込みを承諾した日以降最初の定例検針日（申し込

みを承諾した日と定例検針日が同日の場合を含みます。)の翌日といたします。

- (7) 当社に割引制度適用に関する違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、割引制度の適用を終了できるものといたします。
- (8) お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合（(1)の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出にもとづき、割引制度の適用を終了できるものといたします。なお、(1)の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (9) (7)または(8)の申し出にもとづく割引制度終了の日は、申し出が相手方に到着した日以降最初の定例検針日といたします。なお、申し出が相手方に到着した日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。

7. 精算

- (1) J:COM ガス supplied by 東京ガス基本約款 10(4)の規定にかかわらず、お客さまが3の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款の規定にもとづき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。
- (2) 6(8)なお書きの規定にかかわらず、お客さまが6(1)の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、条件を満たす割引種別を適用した場合の料金（条件を満たす割引種別がない場合は7(1)に規定する料金とします。）とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差

額を申し受けます。

8. その他

その他の事項については、J:COM ガス supplied by 東京ガス基本約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は 2019 年 5 月 9 日から実施いたします。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

(約款の変更)

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストの本名称の約款は、2019 年 6 月 1 日をもって本約款に変更するものとします。

(債権債務の承継)

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストが有する債権債務はこの改正規定実施の日において、当社が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本約款に基づくものとします。

(改正前の規定による手続き等の効力)

前項にて承継を行った当社は、契約者が株式会社ジェイコムイーストの規定に基づき行った行為を、本約款に基づきなされた行為とみなします。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

(この選択約款の実施に伴う切り替え措置)

この選択約款実施の前日に現に選択約款のエネファームで発電エコぷらんコースー群馬地区ー(2019 年 6 月 1 日実施)の契約が成立している場合には、以下の通り取り扱います。

(1) 2019 年 10 月 1 日以降、ガス基本約款およびこの選択約款をあわ

せて適用します。

(2) 当社は、2019 年 9 月 30 日以前から継続して供給し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までに検針等により料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、消費税率 8 パーセントとし、本選択約款の変更前のエネファームで発電エコぷらんコースー群馬地区（2019 年 6 月 1 日実施）に定める料金表により算定いたします。

（実施期日）

この改正規定は、2022 年 9 月 1 日から実施します。

ただし、2022 年 10 月から 2023 年 2 月分の料金の算定にあたっては、下記 2 の通りといたします。

(5. 単位料金の調整(2)②74,730 円(以下「調整上限」といいます)について)

(1) この選択約款の実施に伴う移行措置として、調整上限を以下の通り読み替えます。

2022 年 10 月適用 48,920 円

2022 年 11 月適用 54,080 円

2022 年 12 月適用 59,240 円

2023 年 1 月適用 64,400 円

2023 年 2 月適用 69,560 円

(2) 調整上限は、2022 年 3 月から 5 月までの平均原料価格の 1.6 倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して調整上限以上となることが見込まれる場合等には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更およびガス基本約款の 2 の規定により、見直すことがあります。

(別表第1)

料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金表の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 「料金表（その他期）」は、料金算定期間の末日が5月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。
 - ② 「料金表（冬期）」は、料金算定期間の末日が12月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。
- (2) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものといたします。
- (3) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。
- (4) 従量料金は、基準単位料金または5の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (5) 割引額は、割引前料金額に別表第4に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。ただし、割引額算定の結果が別表第4に定める割引上限額をこえる場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金＝割引前料金額－割引額

割引前料金額

＝（基本料金＋単位料金×使用量）（1円未満の端数切り捨て）

割引額

＝（割引前料金額×別表第４に定める割引率）（１円未満の端数切り捨て）

ただし、割引額算定の結果が別表第４に定める割引上限額をこえる場合は、割引額＝割引上限額

また、料金算定期間の使用量が０立方メートルの場合は、割引額＝０円

- (6) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）（１円未満の端数切り捨て）

- (7) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金

算定期間の料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いた

します。

- ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2)

料金表（その他期）

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	759.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	-----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	131.34 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

② 料金表B

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	1,313.40 円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	-------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	104.22 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立

方メートルあたりの単位料金といたします。

- (3) 延滞手数料 600 円 (税込 660 円)

(別表第3)

料金表(冬期)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、79立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が79立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	759.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	-----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	131.34 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

② 料金表B

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	1,313.40 円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	-------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	104.20 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

③ 料金表 C

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1,769.90 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------------	-------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	98.47 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

(3) 延滞手数料 600 円 (税込 660 円)

(別表第4)

(1) 第一種割引 (バス暖割)

a. 割引率

割引率 (その他期・冬期)	3 パーセント
---------------	---------

b. 割引上限額

割引上限額 (その他期・冬期1か月に つき)	2,619.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------------------	-------------------------------

(2) 第二種割引 (床暖割)

a. 割引率

割引率 (冬期)	10 パーセント
----------	----------

b. 割引上限額

割引上限額 (冬期1か月につき)	7,857.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------

(3) 第三種割引 (セット割)

a. 割引率

割引率 (その他期)	3 パーセント
------------	---------

割引率 (冬期)	13 パーセント
----------	----------

b. 割引上限額

割引上限額 (その他期 1 か月につき)	2,619.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------------	-------------------------------

割引上限額 (冬期 1 か月につき)	10,476.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	--------------------------------